

理念と安全管理指針

1. 理念

患者様の人権を尊重し、優秀な医療技術や快適な医療環境に裏付けられた質の高い医療を提供する。またそのためには、徹底した安全管理が不可欠であり、安全管理指針に従ってその実践に努める。

2. 安全管理指針

理念の実現をはかるため、患者様の医療安全についてすべての職員が実施するよう、次のように指針を定める。

- (1) 院内に医療安全管理委員会、およびリスクマネジメント委員会を設置し、安全管理体制を確立すると共に、それらが円滑に機能できる環境を維持する。
- (2) 院内でのインシデント事象や医療事故についての適切な報告システムを確立し、その把握、分析、また迅速な対応などを通じて、重大医療事故の限らない「ゼロ」を目指す。
- (3) 全職員を対象とした安全管理のための研修を計画的に実施する。
- (4) 医療事故の発生時の対応については、常に誠実を基本とし、医療上の最善の処置を講ずることはもとより、患者及び家族に対して事実の速やかな説明等、医療の透明性を確保した対応をするとともに、個人情報保護と倫理性の確保に十分努めるものとする。
医療事故等が発生した場合、病院全体の組織としての判断と対応が不可欠であり、「ベリタス病院医療安全管理マニュアル」の医療事故報告に沿って対応にあたらなければならない。また、重大な事故においては個人情報保護を考慮した上で事実の公表等適切に対応しなければならない。
- (5) 開かれた医療を推進していくためには情報の提供は重要であり、「安全管理指針」については、要望があれば患者や患者家族に対し指針の開示を行う。
- (6) 医療の安全管理の推進のため、ベリタス病院医療安全管理マニュアルの

周知徹底を図る。また、医療事故は、さまざまな要因が複雑に関連して起こる。従って、このマニュアルに掲げた事故防止対策で全ての事故を防ぐことはできない。他にも有効な事故防止策があると考えられるので、他の医療機関独自の方策も参考にしながら、常に検討を重ね、より質の高いものを目指していく必要がある。

平成 24 年 4 月 作成

平成 26 年 6 月 一部修正